

重層的支援体制整備事業について

○ 重層的支援体制整備事業とは

- ・令和3年4月の社会福祉法改正により規定された、地域共生社会実現のための具体的な手法（法第106条の4～第106条の11）
- ・複合的な課題を抱えた市民の相談を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を実施することで、課題の解決を目指すもの

⇒ **本市では令和4年7月から実施**
 （令和4年度時点 県内：7自治体、全国：134自治体）

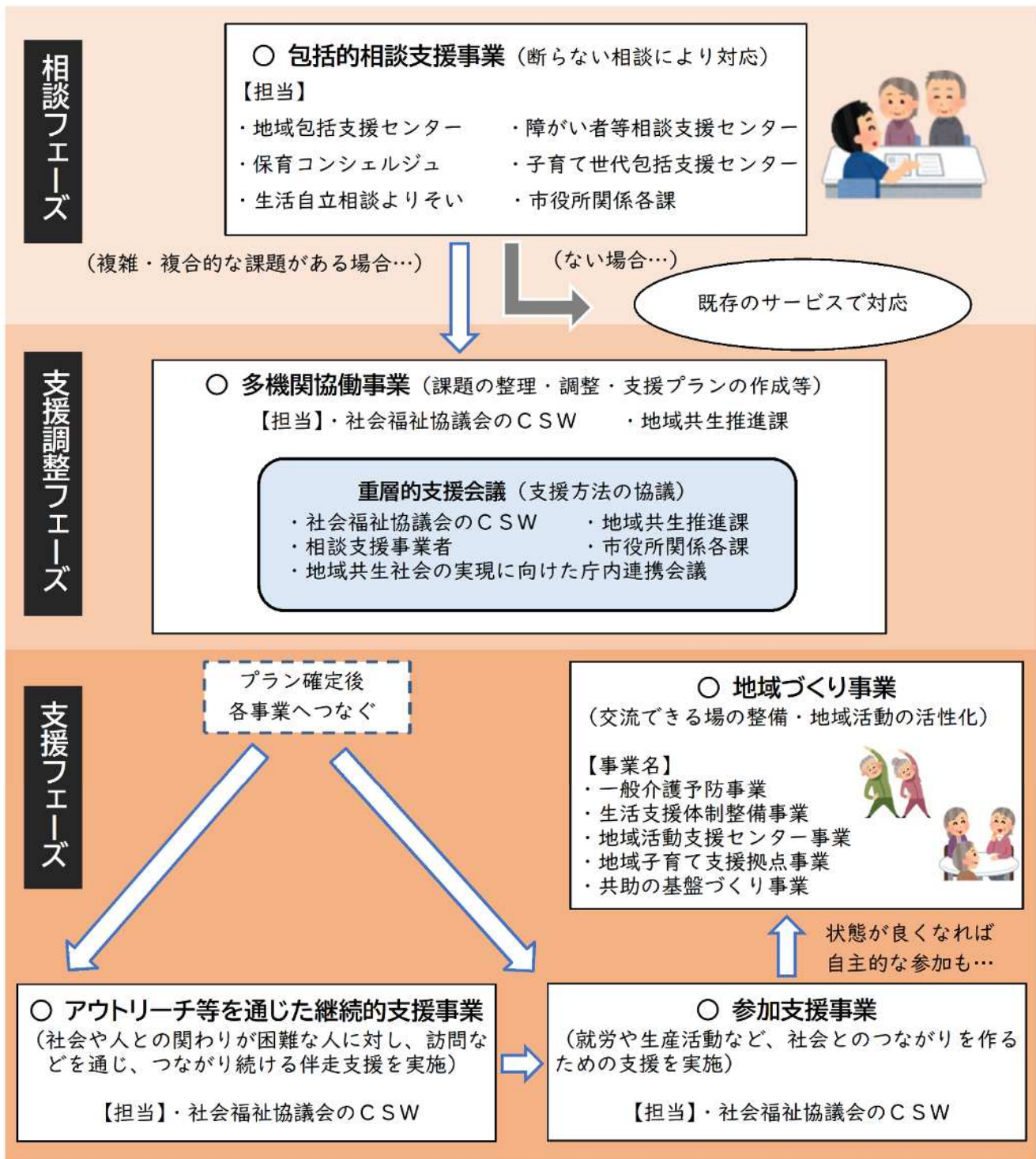


○ 重層的支援体制整備事業における各事業の概要

- ・「包括的相談支援事業」「地域づくり事業」は、既存の体制で実施
- ・新規事業である「多機関協働事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「参加支援事業」は、社会福祉協議会に全部委託

社会福祉法上の事業名	本市で該当する事業(機関)	事業内容
包括的相談支援事業 (法106条の4第2項第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>地域包括支援センター</u> ● <u>障がい者等相談支援センター</u> ● <u>生活自立相談よりそい</u> ● <u>保育コンシェルジュ</u> ● <u>子育て世代包括支援センター</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応 ・複雑化・複合化した課題は多機関協働事業へつなぐ
I 相談支援 (新規) 多機関協働事業 (法106条の4第2項第5号)	⇒重層的支援体制整備事業の実施にあたり、社協にCSW(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)を配置し、重層的支援会議の開催・運営、各相談支援機関との調整や助言、アウトリーチ支援などを一体的に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築 ・重層的支援体制整備事業の中核を担う(全体調整、マネジメント) ・支援関係機関の役割分担
(新規) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (法106条の4第2項第4号)		<ul style="list-style-type: none"> ・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークにより潜在的な相談者を見つける
II 参加支援 (新規) 参加支援事業 (法106条の4第2項第2号)		<ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりを作るための支援 ・利用者ニーズを踏まえたメニュー作成 ・定着支援と受け入れ先の支援 ・特に既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応することを目指す
III 地域づくりに向けた支援 地域づくり事業 (法106条の4第2項第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>一般介護予防事業</u> (介護予防リーダー養成講座・介護支援ボランティア) ● <u>生活支援体制整備事業</u> (地域支え合い会議) ● <u>地域活動支援センター事業</u> (地域活動支援センターI型・III型) ● <u>地域子育て支援拠点事業</u> (地域子育て支援センター) ● <u>共助の基盤づくり事業</u> (新規事業) 	<ul style="list-style-type: none"> ・世代や属性を超えて交流できる場の整備 ・個別の活動や人をコーディネート ・地域活動の活性化

○ 重層的支援体制整備事業の支援フロー



重層的支援体制整備事業に期待される効果

- ① 伴走型支援による継続的な関わり ⇒ CSWを配置することによる継続的な支援が可能
- ② 相談支援機関等の負担軽減 ⇒ 複合事案の関係者との調整役を多機関事業者(社協)が担う
- ③ 福祉からの地域づくりの推進 ⇒ 対象者の日常生活での課題に着目し、地域での支え合いを推進

○ 令和4年度の実施結果

相談支援機関・市関係課から多機関協働事業者（社協）に寄せられた相談件数と重層的支援会議・支援会議の開催回数

相談事例件数		20件
うち	重層的支援会議 で協議した事例	5件
	支援会議 で協議した事例	3件
	年度内に会議開催に至らなかった事例(複合的な事案でなかった、すでに各分野で支援が図られていた など)	12件

会議開催回数		10回
うち	重層的支援会議 ※ 支援会議からの移行1件、プラン終結協議1件含む	7回
	支援会議 ※ 重層的支援会議に移行した1件含む	3回

(重層的支援会議と支援会議の違い)

会議名	目的	本人同意
重層的支援会議	重層的支援体制整備事業における <u>支援プランの適切性を協議</u> する。	あり
支援会議	関係機関において支援が届いていない事案の <u>情報共有や支援体制の検討</u> を行う。	なし

【会議の概要】

開催日時	【第1回】 9/13 (火) 13:30~17:00 【第2回】 11/18 (金) 13:30~17:00 【第3回】 2/16 (木) 11:00~16:15					
事例内容		高齢	障害	困窮	児童	
	第1回	(事例1) 8050問題を抱える世帯 【重層】	○	○	○	
		(事例2) 障害・生活困窮・ネグレクト問題を抱える世帯 【支援】		○	○	○
		(事例3) 障害・高齢者虐待の問題を抱える世帯 【支援】	○	○	○	
	第2回	(事例1) 8050問題を抱える世帯 【重層】	○	○	○	
		(事例2) 8050問題を抱える世帯 【重層】	○	○	○	
		(事例3) 障害・高齢者虐待の問題を抱える世帯 【重層】 ※第1回事例3の状態が変化したことによる再協議	○	○	○	
	第3回	(事例1) 8050問題を抱える世帯 【重層】 ※第1回事例1がプランの終了期間を迎えることによる再協議	○	○	○	
		(事例2) 高齢・生活困窮・障がいの課題を抱える世帯 【重層】	○	○	○	
		(事例3) 金銭的課題・家庭内虐待の課題を抱える世帯 【重層】		○	○	
(事例4) 高齢・障がい・生活困窮の課題を抱える世帯 【支援】		○	○	○		

(凡例) 【重層】…重層的支援会議 【支援】…支援会議

○ 事業実施を踏まえた課題と今後の方向性

課題

【重層的支援会議・支援会議参加者からの意見】

(Good)



- 個別ケースに多くの機関が関わり、それぞれの役割を再確認でき、とても意義があった。
- 支援する側にとって精神的に大きな負担になり得る困難な案件に、落ち着いて取り組める環境が提供され心強い。
- CSWが間に入ることで、支援が円滑に進んだ。CSWは心強い。

(Bad)



- 会議前にもっとケースに関する情報が欲しい。
 - CSWの役割が不明確である。
 - 「支援プランの終結」が分かりづらい。
 - 関係者間で情報が共有できるツール(システム等)が必要。 ⇒ 令和5年度以降検討
- 下記「今後の方向性」のとおり整理

今後の方向性

【会議前の情報提供について】

- (1) 会議の申し込みを、令和4年度の「会議の2週間前」から令和5年度は「**会議の3週間前**」とすることで、会議前の調整期間を確保し、円滑な協議を図る。

【CSWの役割について】

- (1) 重層ケースの支援に向けた**各相談支援機関との連携**
- (2) 相談者に対する**アウトリーチ**（各相談支援機関との同行訪問や個別訪問）
- (3) 相談者を必要な**支援機関や地域の社会資源**へつなぐ



【支援プランの終結について】

- (1) 国の実施要綱等に基づき、重層的支援会議の中で**支援の経過と成果を評価し、終結の可否を適切に判断**
- (2) プラン終結後に本人の状態や取り巻く環境に変化が生じた場合や、再度課題の解きほぐしや支援関係機関の整理が必要となった場合は、速やかに**多機関協働事業による支援を再開する。**

令和5年度についても、事業を進める中で、関係機関等の意見を十分に踏まえながら、複雑・複合的な課題を抱える方や世帯に対する適切な支援について、庁内外機関横断的に検討を進めてまいります。